

岩手県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年3月3日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 耆朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県消防学校	平成29年2月15日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県環境保健研究センター	平成29年2月14日	嵯峨 耆朗 工藤 洋子
岩手県立県民生活センター	平成29年2月15日	嵯峨 耆朗 吉田 政司
岩手県福祉総合相談センター	〃	〃
岩手県宮古児童相談所	平成29年2月1日	吉田 政司
岩手県立一関高等看護学院	平成29年2月7日	嵯峨 耆朗 吉田 政司
岩手県精神保健福祉センター	平成29年2月15日	〃
岩手県立杜陵学園	〃	〃
岩手県立産業技術短期大学校	〃	高橋 元 工藤 洋子
岩手県立産業技術短期大学校水沢校	平成29年1月25日	吉田 政司
岩手県立千厩高等技術専門校	平成29年1月11日	〃
岩手県立宮古高等技術専門校	平成29年1月23日	〃
岩手県漁業取締事務所	〃	〃
岩手県林業技術センター	平成29年2月14日	嵯峨 耆朗 工藤 洋子
岩手県水産技術センター	平成29年2月1日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県立農業大学校	平成29年1月24日	吉田 政司
北上川上流流域下水道事務所	平成29年2月14日	嵯峨 耆朗 工藤 洋子
盛岡教育事務所	平成29年2月13日	吉田 政司
県南教育事務所	平成29年1月10日	〃
沿岸南部教育事務所	平成29年1月25日	嵯峨 耆朗 工藤 洋子
岩手県立総合教育センター	平成29年2月7日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県立生涯学習推進センター	〃	〃
岩手県立図書館	平成29年2月14日	高橋 元 吉田 政司
岩手県立盛岡第一高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡第二高等学校	平成29年1月23日	吉田 政司
岩手県立盛岡第三高等学校	平成29年2月14日	高橋 元 吉田 政司
岩手県立盛岡第四高等学校	平成29年1月30日	吉田 政司
岩手県立盛岡北高等学校	平成29年2月14日	高橋 元 吉田 政司
岩手県立盛岡南高等学校	平成29年1月30日	吉田 政司
岩手県立不来方高等学校	平成29年2月14日	嵯峨 耆朗 工藤 洋子
岩手県立杜陵高等学校	平成29年2月6日	吉田 政司

岩手県立盛岡工業高等学校	平成29年2月13日	吉田政司
岩手県立盛岡商業高等学校	平成29年2月15日	高橋元 工藤洋子
岩手県立沼宮内高等学校	平成29年2月13日	吉田政司
岩手県立雫石高等学校	平成29年1月30日	〃
岩手県立紫波総合高等学校	平成29年2月14日	嵯峨壱朗 工藤洋子
岩手県立花巻北高等学校	平成29年1月23日	吉田政司
岩手県立花巻南高等学校	平成29年2月7日	高橋元 工藤洋子
岩手県立花巻農業高等学校	平成29年1月23日	吉田政司
岩手県立花北青雲高等学校	平成29年2月7日	高橋元 工藤洋子
岩手県立大迫高等学校	平成29年1月31日	〃
岩手県立黒沢尻北高等学校	平成29年2月7日	嵯峨壱朗 吉田政司
岩手県立北上翔南高等学校	平成29年1月23日	吉田政司
岩手県立黒沢尻工業高等学校	平成29年1月16日	〃
岩手県立水沢農業高等学校	平成29年1月25日	〃
岩手県立水沢工業高等学校	〃	〃
岩手県立前沢高等学校	平成29年1月24日	〃
岩手県立金ヶ崎高等学校	平成29年1月16日	〃
岩手県立岩谷堂高等学校	平成29年1月24日	〃
岩手県立一関第二高等学校	平成29年2月7日	嵯峨壱朗 吉田政司
岩手県立一関工業高等学校	平成29年1月10日	吉田政司
岩手県立花泉高等学校	〃	〃
岩手県立大東高等学校	平成29年1月11日	〃
岩手県立高田高等学校	平成29年1月24日	嵯峨壱朗 工藤洋子
岩手県立大船渡東高等学校	〃	〃
岩手県立釜石高等学校	平成29年2月1日	高橋元 工藤洋子
岩手県立釜石商工高等学校	平成29年1月16日	吉田政司
岩手県立遠野高等学校	平成29年1月31日	高橋元 工藤洋子
岩手県立遠野緑峰高等学校	平成29年1月16日	吉田政司
岩手県立大槌高等学校	平成29年1月31日	〃
岩手県立山田高等学校	〃	〃
岩手県立宮古高等学校	平成29年1月23日	〃
岩手県立宮古工業高等学校	平成29年2月1日	〃
岩手県立宮古水産高等学校	平成29年1月16日	〃
岩手県立久慈高等学校	平成29年2月3日	高橋元 吉田政司
岩手県立盛岡視覚支援学校	平成29年2月6日	吉田政司
岩手県立盛岡聴覚支援学校	平成29年2月15日	高橋元 工藤洋子
岩手県立盛岡となん支援学校	平成29年1月30日	吉田政司
岩手県立盛岡青松支援学校	平成29年2月6日	〃
岩手県立盛岡峰南高等支援学校	平成29年2月15日	高橋元 工藤洋子

岩手県立盛岡みたけ支援学校	平成29年2月15日	嵯峨 壱朗 吉田 政司
岩手県立花巻清風支援学校	平成29年2月7日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県立前沢明峰支援学校	平成29年1月16日	吉田 政司
岩手県立一関清明支援学校	平成29年2月7日	嵯峨 壱朗 吉田 政司
岩手県立釜石祥雲支援学校	平成29年1月16日	吉田 政司
岩手県立宮古恵風支援学校	平成29年1月23日	〃
岩手県紫波警察署	平成29年2月14日	嵯峨 壱朗 工藤 洋子
岩手県北上警察署	平成29年2月7日	嵯峨 壱朗 吉田 政司
岩手県江刺警察署	平成29年1月24日	吉田 政司
岩手県一関警察署	平成29年1月10日	〃
岩手県千厩警察署	平成29年1月11日	〃
岩手県大船渡警察署	平成29年1月24日	嵯峨 壱朗 工藤 洋子
岩手県遠野警察署	平成29年1月31日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県釜石警察署	平成29年2月1日	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 岩手県立産業技術短期大学校 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、32,273円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 岩手県立宮古高等技術専門学校 行政財産貸付料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、132,840円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。

(3) 岩手県立盛岡第四高等学校 立木の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 岩手県立不来方高等学校

ア 住居手当及び通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、30,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 岩手県立杜陵高等学校 授業料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが1件、32,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 岩手県立盛岡工業高等学校

ア 扶助費の支出に当たり、支出すべき金額より多く支出しているものが1件、70,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 劇物の管理に当たり、毒物劇物管理簿等による在庫管理が行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度の監査の結果、同様の事例について注意したにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。

(7) 岩手県立花巻北高等学校 県営建設工事の契約に当たり、契約保証金の金額を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

(8) 岩手県立水沢工業高等学校 旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものが10件、50,875円及び支給すべき金額より多く支給しているものが3件、14,300円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(9) 岩手県立一関第二高等学校

ア 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、35,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。

イ 通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、207,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(10) 岩手県立大船渡東高等学校 諸収入の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが4件、113,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(11) 岩手県立釜石商工高等学校 扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、164,960円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(12) 岩手県立宮古高等学校

ア 期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、100,434円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 学校徴収金等の取扱いに当たり、相当期間経過してから精算処理しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

(13) 岩手県立盛岡視覚支援学校 通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、97,750円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(14) 岩手県立盛岡青松支援学校 期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、116,938円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(15) 岩手県立花巻清風支援学校

ア 扶助費の支出に当たり、相当期間経過してから支出しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 勤勉手当の支給に当たり、支給すべきでない者に支給しているものが3件、204,802円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度監査の結果、同様の事例について指摘したにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。

(16) 岩手県立前沢明峰支援学校 扶養手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、26,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度監査の結果、同様の事例について指摘したにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。